

大口・多頻度割引制度のご案内

～ ETCコーポレートカードのご利用にあたって～

大口・多頻度割引制度とは、大口・多頻度利用のお客様を対象としたETCシステムの利用を前提とする高速国道等の通行料金の割引制度です。

なお、旅館業を行う事業者は、東日本高速道路株式会社と契約している全国旅館ホテル事業協同組合の組合員となることで、ETCコーポレートカードが貸与され大口・多頻度割引制度をご利用いただくことができます。

【全国旅館ホテル事業協同組合の大口・多頻度割引制度の概要】

1. 全国旅館ホテル事業協同組合の組合員のみが利用できます。
※全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会（全旅連）の組合員とは別扱いです。
2. 割引は、①ETCコーポレートカードをカード上に表示された車両番号を有する車両において利用したとき、②ETC利用規程を遵守しETCシステムを利用したときに適用します。
3. 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「三会社」といいます。）が指定する割引対象道路を利用したときに、下記を基準とした割引が受けられます。

車両単位割引＝登録車両1台（カード1枚）ごとの月間利用額に対する割引率

<月間利用額>	<割引率（ETC2.0搭載車）>	<割引率>
5千円を超え1万円までの部分	10%	5%
1万円を超え3万円までの部分	15%	10%
3万円を超える部分	20%	15%

※上記割引率は、三会社の行う割引率や今後の利用状況を踏まえて改定させていただきます。

4. 首都高速道路株式会社（以下「首都高速」といいます。）が指定する道路を利用したときに、下記を基準とした割引が受けられます。

車両単位割引＝登録車両1台（カード1枚）ごとの月間利用額に対する割引率

<月間利用額>	<割引率>
5千円を超え1万円までの部分	5%
1万円を超え3万円までの部分	7.5%
3万円を超える部分	10%

※上記割引率は、首都高速の行う割引率や今後の利用状況を踏まえて改定させていただきます。

5. 阪神高速道路株式会社（以下「阪神高速」といいます。）が指定する道路を利用したときに、下記を基準とした割引が受けられます。

車両単位割引＝登録車両1台（カード1枚）ごとの月間利用額に対する割引率

<月間利用額> <割引率> <月間利用額> <割引率>

【阪神圏】

5千円を超え1万円までの部分 5% 1万円を超え3万円までの部分 7.5%
3万円を超える部分 10%

【京都圏】

5千円を超え1万円までの部分 1.5% 1万円を超え3万5千円までの部分 3%
3万5千円を超え7万円までの部分 4% 7万円を超える部分 6.5%

※上記割引率は、阪神高速の行う割引率や今後の利用状況を踏まえて改定させていただきます。

6. 本州四国連絡高速道路株式会社（以下「本四高速」といいます。）が指定する道路を利用したときに、下記を基準とした割引が受けられます。

車両単位割引＝登録車両1台（カード1枚）ごとの月間利用額に対する割引率

<月間利用額> <割引率>
1万円を超え5万円までの部分 3.45%
5万円を超える部分 6.9%

※上記割引率は、本四高速の行う割引率や今後の利用状況を踏まえて改定させていただきます。

7. カード（車両）ごと、営業所ごとの利用明細書が発行されます。
8. 支払方法は後払いシステムで、毎月末締めで翌々月5日に金融機関の口座より引落としさせていただきます。
9. 三会社の指定する高速自動車国道と一般有料道路で利用でき、他の道路管理者が指定する道路でも利用できます。
(詳しくはETCコーポレートカードが利用可能な道路一覧を参照して下さい。)
10. ETCコーポレートカード1枚につき、新規・追加・再発行及び年度（4月1日～3月31日）利用に関する取扱手数料として823円（消費税8%込）をいただきます。
11. ETCコーポレートカードには盗難保険を掛けてあります。

<参 考>

東日本高速道路株式会社	http://www.e-nexco.co.jp/
中日本高速道路株式会社	http://www.c-nexco.co.jp/
西日本高速道路株式会社	http://www.w-nexco.co.jp/
ドラぷら E-NEXCOドライブプラザ	http://www.driveplaza.com/
高速日和（中日本社運営）	http://kousokubiyori.jp/
首都高速道路株式会社	http://www.shutoko.jp/
阪神高速道路株式会社	http://www.hanshin-exp.co.jp/
本州四国連絡高速道路株式会社	http://www.jb-honshi.co.jp/

《対象車両》

- ・法人 …… 法人名義の車両
- ・個人事業主 …… 税務署に事業主として確定申告されているご本人名義の車両

《申込みに必要なもの（全国旅館ホテル事業協同組合の組合員）》

＜法人事業者＞

1. ETCコーポレートカード利用申込書（提出書類1）
2. ETCコーポレートカード利用車両一覧表（提出書類2）
3. コーポレートカードを必要とする全ての自動車検査証のコピー
（対象車は有効期限内のもので会社名義のものに限る）
4. ETC車載器（管理番号）
5. 登記簿謄本（履歴事項全部証明書：発行日より三ヶ月以内）
6. その他、東日本高速道路株式会社が必要とした場合の書類

＜個人事業主＞

1. ETCコーポレートカード利用申込書（提出書類1）
2. ETCコーポレートカード利用車両一覧表（提出書類2）
3. コーポレートカードを必要とする全ての自動車検査証のコピー
（対象車は有効期限内のもので税務署に事業主として確定申告されているご本人名義の車両に限る）
4. ETC車載器（管理番号）
5. 税務署受領印のある個人事業主ご本人の確定申告書のコピー
（収入が確認出来てしまうような数字は消してご提出頂いて結構です）
6. 税務署より発行される納税証明書その1・納税額証明用のコピー
（確定申告書に税務署受領印がある場合は不要です）
7. 営業許可証のコピー
8. その他、東日本高速道路株式会社が必要とした場合の書類

＜注意事項＞

- ①登録車両・車載器・カードの組合せが連動します（カードには車両番号が入ります）。
- ②自動車検査証の有効期限・名義には十分ご注意ください。

全国旅館ホテル事業協同組合

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-5-5 全国旅館会館4階
電話03-3263-4428 FAX03-3263-9789

※全国旅館ホテル事業協同組合の概要及び組合加入申込書（PDFファイル）は、「宿ネット（<http://www.yadonet.ne.jp>）」からもプリントアウトできます。

大口多頻度割引サービス (ETC コーポレートサービス) - 全国旅館ホテル事業協同組合

全国旅館ホテル事業協同組合に加入していると、高速道路等の利用料金が割安になる

大口・多頻度割引制度 (ETC コーポレートサービス) に申込できます。

ETC コーポレートサービスを利用するには、全国旅館ホテル事業協同組合に加入し、サービス利用申込の後に貸与された ETC コーポレートカードを使用して高速国道等を多頻度利用することで各高速道路株式会社がそれぞれに設ける割引が受けられます。

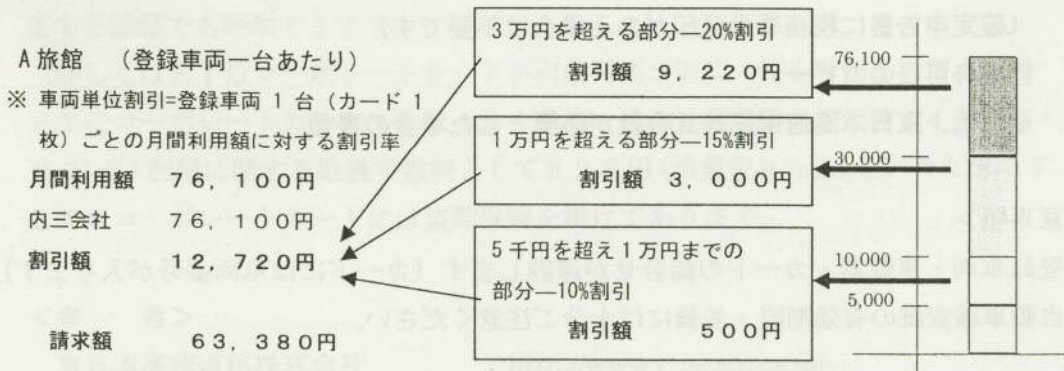
ETC コーポレートカードを利用して高速国道等で割引を受けるには・・・

- ① 全国旅館ホテル事業協同組合 (旅館業を行う事業者が対象) に加入する。
 - ※ 全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 (全旅連) の組合員とは別扱いです。全国旅館ホテル事業協同組合加入には、加入申込書の提出および出資金 (100万円～) の払込が必要です。
 全国旅館ホテル事業協同組合概要 (組合加入申込書ダウンロード)
 URL: <http://www.yadonet.ne.jp/member/kumiai/gaiyou.html>
- ② ETC コーポレートカードの利用申込。 → ETC コーポレートカードが貸与。
 - ※ ETC コーポレートカードでは、カード毎に車両及びその車両に搭載している ETC 車載器が登録されます。その為、申込条件として、I. 申込車両は全国旅館ホテル事業協同組合に加入をした法人及び個人事業主の名義となる車両であること、II. I の車両は ETC 車載器を搭載していることが前提となります。

割引例: 「東日本高速道路 (株)、中日本高速道路 (株)、西日本道路 (三会社)」が指定する割引対象道路を利用したときの割引基準

大口多頻度割引制度のご案内 (申込書等ダウンロード)

URL: <http://www.yadonet.ne.jp/member/etc/index.html>



※ 上記三会社の割引率は、平成 29 年 3 月 31 日まで実施 (ETC2.0 搭載車両の場合)。
 従来の ETC 車載器設置車両は、平成 28 年 4 月 1 日以降は、
 5千円を超え1万円までの部分 - 5% 1万円を超え3万円までの部分 - 10%
 3万円を超える部分 - 15%

問い合わせ: 全国旅館ホテル事業協同組合

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-5-5-4F TEL:03-3263-4428 FAX:03-3263-9789